

保護者様

セントヨゼフ女子学園高等学校中学校
校長 シスター斎藤 翠

学校伝染病による出席停止証明書について

学校においては、集団生活の場として望ましい環境を維持し、健康な状態で教育を受けることができるよう、感染症のなかでも人から人に伝染する疾病や伝染病の流行を予防することが重要です。

このため、学校保健安全法施行規則において、学校で予防すべき伝染病の種類と出席停止の期間の基準が定められています。出席停止の期間は集団の場に入ることを避ける必要があり、健康が回復するまで医師の診察を受け、自宅で安静にするなどの対策を講じる必要があります。高熱（38度以上）が出たときには、医師の診察を受け、自宅で安静にし、二次的な事故がないように保護者の方が様子をよく観察していただきますようお願いいたします。

なお、疾病が完治しましたら、下記証明書を担任にご提出ください。

(出席停止の期間の基準)・・・下線部が変更になりましたのでご注意ください。

- イ. インフルエンザにあつては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
- ロ. 百日咳にあつては特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ハ. 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。
- ニ. 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- ホ. 風疹にあつては、発疹が消失するまで。
- ヘ. 水痘にあつては、すべての発疹が、痂皮化するまで。
- ト. 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。

き り と り

学校伝染病による出席停止証明書

セントヨゼフ女子学園高等学校中学校

年 組 名前

上記の生徒は、下記の疾病のため 月 日より 月 日まで、出席を停止し、伝染のおそれなきまでに治癒したので 月 日より登校してさしつかえないことを証明する。

麻疹	水痘	流行性耳下腺炎
風疹	インフルエンザ (A型・B型)	
その他疾病 ()		

該当疾患に○印をおつけください

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印